

衆議院会議録 第十四号

第一回公会議

法

委員会

議

第十四号

平成十七年四月二十日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長

塙崎 恭久君

理事

田村 憲久君 理事

理事

三原 朝彦君 理事

理事

津川 祥吾君 理事

理事

山内 おさむ君 理事

大前 繁雄君

左藤 章君

柴山 昌彦君

谷 公一君

松島みどり君

森山 真弓君

柳本 卓治君

小林千代美君

辻 恵君

松本 大輔君

富田 茂之君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

城内 実君

中村 哲治君

中村 哲治君

井上 信治君

河村たかし君

同日

は、一方では、米国のサーベンス・オクスレー法に代表されるような経営者に対する監督の強化、すなわち、最近のはやりの言葉で言えばコーポレートガバナンスに関する規制強化であります。が、他方で、経済の激しい変化に対応できるよう、株式制度とか、あるいは組織再編、剩余额分配等の制度を自由化するという動きであります。

日本におきましては、前者の問題につきましては、平成十三年、十四年に大改正があり、現在その改正の成果を観察している時期なので、今回は余り多くの大きな改正は含まれておりません。大きな改正事項は、内部統制システムの充実を大会社に要求するということ、それから取締役の責任、株主代表訴訟制度等であります。

そして、今回は後者、組織再編、剩余额分配等の自由化に重点を置いた改正になつておりますが、これは同じ大陸法系の国であるドイツ等におきましても、例えばキャッシュアウトを容認する、従来は株主に必ずキャッシュアウトされるか株式をもらうかの選択権を与えるべきでないということだったんですが、会社の方でキャッシュアウトを決めるということも認める、それから現物配当を認める等の改正をドイツも最近行いました。そういう方向と同じ方向の動きであると考えております。

部会において意見の集約ができず、今後の検討課題とされ、法案に盛り込まれなかつた事項もなまではありますんが、この法案にある事項につきましては、部会のすべての参加者が納得し、合意に達した内容のものであるということを申し上げたいと思います。

以上で意見陳述を終わらせていただきます。

(拍手) ○上村参考人 上村でございます。
○塩崎委員長 どうもありがとうございました。次に、上村参考人にお願いいたします。

本日は、本委員会におきまして会社法改正案につきまして意見を述べる機会を与えられましたことを光栄に存じております。

私は、法制審の会社法現代化部会には参加しておりませんが、一つの分科会には参加しております。した関係上、一定のシンパシーを有しております。その意味で、現在の日本の企業社会の雰囲気を反映した法案だということで一定の意義を認めておりますが、これが日本の長期的な企業法制のあり方を示す決定版かと言われば、さらに今後あり方を示す検討すべき多くの問題点ないし課題があるというふうに思つております。

まず最初に、公開会社の話でございます。

このところ、日本の企業社会は大きな変化を迎えております。株式会社というのは、本来は証券市場を活用する仕組みでございますが、戦後の日本は証券市場を使わない企業社会でつてきました。そこでは、経営者のあり方、それから官僚が指導する、銀行を頼る、そして大衆を代表しているのは労働組合ということで、そうしたその四本の柱の幹部間のやりとりで日本の企業社会が運営されていました。しかし、今や、証券市場と一体の本格的な、本物の株式会社であろうとしている、そういう模索の過程にあるというふうに考えております。

そこでは、健全な証券市場をつくるためには、それを実行できるガバナンスがなきやいけないと

いうことでござりますし、そして、健全な証券市場があることで今度は逆に企業の経営判断等も公正なものたり得るということで、お互いに頼り合う関係にあるわけでございます。その意味では、

今回の法案は、こうした証券市場と向き合うとい

う面と、それからもう一つは閉鎖会社法制の見直し、両面あるというふうに考えております。

まず、そうした証券取引法と会社法の一体化の方向は、法案を見ましても、証券取引法の情報開示があれば決算公告は要らないとか、あるいは証券取引法の情報開示があれば新株発行前の通知、しかし、現実に、日本の企業社会は、会社法の

情報開示にはほとんど頼つておりませんで、有価証券報告書を頼りにしておりますし、それから監査も、証取法の公認会計士、監査法人の監査、これを会計監査人という名のもとに行つておりますし、会計も、財務諸表規則が今や商法施行規則を経由して商法上の規則であると言つていいところまで来ておりまして、そういう意味では、株式会社のガバナンスも証券市場あるいは投資家に対する反映を反映する、そういう認識が第一に必要であるというふうに考えております。その意味で、つまり、証取法適用会社法というような本格的な会社法の構想が必要であるというふうに考えております。しかし、改正法案が定義しております公開会社というのは、要するに、譲渡制限の定款規定のない会社であるというふうな定義になつております。しかしながら、改正法案が定義しております公開会社といふのは、要するに、譲渡制限の定款規定のない会社であるというふうな定義になつております。そこで、その意味では、こうした公開会社といふ概念が普及し、みんなが、公開会社といふのは要するに譲渡制限がない会社のことなんだということになることは、本来の公開会社法のあり方からは非常に誤解を招くことになるのではないか。そういう意味で、公開会社法の制定が早急に必要だというふうに考えております。

それから、法案に共通の考え方方は、共通の機能を持つた問題であれば共通の概念でまとめ上げることでございまして、これは、まさに学者がやるようなそうした作業が立法の形で実現しているわけでございます。つまり、幾つかの異なる概念の中の幾つかの要素を分解しまして、その分解の組み合わせでそれぞれ当事者が使い分ける、こういうことでございます。

例えば、株式配当と無償交付、これを株式分割というふうに思つてはいるところであります。

まず、そうした証券取引法と会社法の一体化の方向は、法改正案を見ましても、証券取引法の情報開示があれば決算公告は要らないとか、あるいは証券取引法の情報開示があれば新株発行前の通知、しかし、現実に、日本の企業社会は、会社法の

あらゐは、株式譲渡制限会社という概念なんですが、そこには取締役会がなくて監査役がいる、あるいは監査役がいないというふうになります。その意味で、現在の日本の企業社会の雰囲気を反映した法案だということで一定の意義を認めておりますが、これが日本の長期的な企業法制のあり方を示す決定版かと言われば、さらに今後あり方を示す検討すべき多くの問題点ないし課題があるというふうに思つております。

まず最初に、公開会社の話でございます。

このところ、日本の企業社会は大きな変化を迎えております。株式会社というのは、本来は証券市場を活用する仕組みでございますが、戦後の日本は証券市場を使わない企業社会でつてきました。そこでは、経営者のあり方、それから官僚が指導する、銀行を頼る、そして大衆を代表しているのは労働組合ということで、そうしたその四本の柱の幹部間のやりとりで日本の企業社会が運営されていました。しかし、今や、証券市場と一体の本格的な、本物の株式会社であろうとしている、そういう模索の過程にあるというふうに考えております。

しかし、改正法案が定義しております公開会社といふのは、要するに、譲渡制限の定款規定のない会社であるというふうな定義になつております。そこで、その意味では、こうした公開会社といふ概念が普及し、みんなが、公開会社といふのは要するに譲渡制限がない会社のことなんだということになることは、本来の公開会社法のあり方からは非常に誤解を招くことになるのではないか。そういう意味で、公開会社法の制定が早急に必要だというふうに思つてはいるところであります。

そこでは、健全な証券市場をつくるためには、それを実行できるガバナンスがなきやいけないと

いうことでござりますし、そして、健全な証券市場があることで今度は逆に企業の経営判断等も公正なものたり得るということで、お互いに頼り合う関係にあるわけでございます。その意味では、

今回の法案は、こうした証券市場と向き合うとい

う面と、それからもう一つは閉鎖会社法制の見直し、両面あるというふうに考えております。

まず、そうした証券取引法と会社法の一体化の方向は、法案を見ましても、証券取引法の情報開示があれば決算公告は要らないとか、あるいは証券取引法の情報開示があれば新株発行前の通知、しかし、現実に、日本の企業社会は、会社法の

についての規制が欠けているということでござい
まして、企業結合法制度が欠落している。情報は連
絡である、あるいは納税も連結にしたい、配当も連
絡という想定している、監査や会計シフ
テムも共通である、しかし、責任とガバナンスだけは別である、そういう体制というのは、日本でいつまでもそれを温存し続けることはできないのではないか。つまり、本格的な企業法制度がない中で、企業再編の自由だけが拡大するということから出てくるひずみというものがいろいろな面に出
ているのではないか、そういう印象を持つております。

それから、先ほど申しましたことと共通でござ
いますが、有限会社等閉鎖的会社は、平成二年改正
のときには、むしろ閉鎖的株式会社の閉鎖性とい
うことが強調されまして、有限会社的な仕組みを
株式会社法の中に導入していく、こういう発想が
強かつたわけでございます。今回は、いわゆるベ
ンチャーファンドという発想が非常に強くなつてお
りまして、会社法が持つてゐる自由さを有限会社に
も認めていく、こういう流れになつてゐるわけで
ござります。

しかし、同族的で閉鎖的な、家族的な株式会社
にとっては、むしろ不自由こそが重要であると
いうこともあり得るわけであります、その意味で
では、伝統的な閉鎖会社で一々裁判等にできなか
い、そういった人たちが泣き寝入りをするとい
うようなことになりはしないかということを心配して
おります。しかし、これは、やはり一度再
構成をする際に検討すべきことなのではないかと
いうふうに今考えております。

最後でございますが、先ほど申しましたよう
に、証券市場を使いこなすような株式会社とい
うものは常に変化するものでござります。それに対
しまして、長期的な視野に立ちました眞の日本の企
業社会のあり方を検討する常駐の部門といいま
しょうか、それが日本に欠落しているのではないかと
かと思われます。

業社会と資本市場を置くという強い規範意識のもとに、株式会社制度と証券市場を運営するということがございます。株主、投資家といえば個人であります。そういうことが前提であります。したがいまして、法人向けに第三者割り当て增资をするということ 자체が必ず原則としてない、そういう社会でございます。

したがいまして、そういう制度の背景も含めまして本格的に日本の企業社会を構築するために、経験不足の日本では知恵と論理が大事であります。そういう意味では、そうした知恵と論理を常に駆使して企業社会のあり方を検討する、そうした常設の企業法制度委員会というか審議会、そういうものをつくることも必要ではないか。これからの日本の企業社会のあり方にとつて長期的に見て大事なものは何か、そういう観点に立法府とともに関心を持つていただければ、そういうことが最後の感想でございます。

以上で私の話を終わらせていただきます。
(拍手)

○塩崎委員長 どうもありがとうございました。

次に、内藤参考人にお願いいたします。

○内藤参考人 弁護士の内藤良祐でございます。

本日は、会社法案の審議にお招きいただきまして、大変光栄に存じております。日本弁護士連合会における議論を踏まえまして、会社法案に対し意見を述べさせていただきたいと思います。お手元にあらかじめペーパーをお配りいたしているかと思いますが、これに沿つて説明させていただきます。

会社法は、現行法制にかわり会社に関する基本法となるのですから、社会全体から見て公正であるべきと考えます。したがって、企業の競争力強化なしは経営の便益という経済政策的な観点もさることながら、会社法の基本的視点に立ち返つて、株主及び債権者の保護との調和を図ることが必要です。また、そのほかのステークホルダーとの関係でも、企業はよき市民でなければならぬないと考えております。さらに、将来の評価に

たえ得る、国民にとってわかりやすい、利用しやすい制度であるべきであると考えております。法案は、事前規制を極力排し、事後規制で弊害に対処することを基本方針としているものと考えることができます。このような基本方針につきましては、弊害の防止策が十分とられるのであれば、効率的な経営を可能にするものとして積極的に評価し得るものと考えております。また、中小企業に関しては、機関設計の柔軟化など、企業実態に即した改正がなされており、この点についても評価できるものであると考えております。

しかし、個別の制度について見ると、立法の必要性の議論が先行し、その方法の相当性や弊害防止策の実現可能性についての検証が必ずしも十分になされているとは言いかがたい部分が見受けられます。

そこで、三つの観点から意見を申し上げようと思ひます。

まず第一点は、中小企業に関して、法制度を企業実態に合わせたために、弊害に対する対策が不十分になつていている部分があります。第二点は、大規模公開会社に関して、幾つかの点でコーポレートガバナンスの觀点で後退している点が見られることがあります。第三点は、少数株主の保護の問題です。株式買い取り請求権や事前差し止め請求権が用意されはいても、これらの制度が果たして有効に機能するのか、その実効性に関して疑問がございます。

まず第一点の中小企業関係ですが、最低資本金制度の廃止が提案されております。

最低資本金制度は、設立時に企業にバッファードを持たせるという意味で、債権者保護との関係ではなお有用であると考えます。株式会社においても有限会社並みの機関設計が認められ、すべての会社に最低資本金一千万円を要求するのは過大だとしても、会社が社会的存在であり、その責任を全うさせることを考えると、現行法において有限会社に求められていた最低資本金三百万円は、これを要求するべきであると考えます。

取締役の任期についても、譲渡制限会社においては最長十年まで伸長することができるようになりましたが、十年というのはいかにも長過ぎるのであります。登記手続を遵守しようという意識が希薄化し、実質的な経営者の交代が外部から確認できなくなるなどの弊害が考えられます。少なくとも、休眠会社整理の実効性を図るためにも、五年程度の期間にすべきであると考えております。

第二のコーポレートガバナンスに関する問題としましては、まず、株主代表訴訟において、濫訴防止のため訴訟要件を設ける点について反対でございます。そもそも、提訴要件を設けなければならないほど濫訴が多いと言えるのか、疑問であります。

提訴株主の主観的目的を提訴要件の問題とすることは、株主が会社のために取締役に対し訴えを提起するという株主代表訴訟の性格から見て、参加が可能な他の株主との関係で問題がありますし、担保提供制度の活用や、訴訟上の権利濫用などの法理により裁判所によって個別具体的な事案において解決を図るのが妥当であり、一般的な提訴要件とするることは妥当ではありません。

また、会社が経済的損失をこうむることを理由に取締役の責任を追及させないとすれば、コンプライアンスの理念やコーポレートガバナンスの理念にもとることになり、違法行為を行つた取締役を不适当に利益させる結果となります。

会社の正当な利益が害されるとは何を意味するのか不明確でありますが、仮に、株主代表訴訟が提起されたこと自体により会社の信用が失墜し、それによって会社が不利益を受けることがあつたとしても、会社としてはそれを甘受すべきであります。

また、会社が過大な費用を負担することとなるという点も、不正行為に関する調査を行うに当たつて、調査の費用が過大であることを理由にその調査を放棄することは不適当であり、代表訴訟の却下を認めるとなれば、いわゆるしり抜けを多数発生させることになり、コンプライアンスや

コーポレートガバナンスを低下させることになり、また、過大な費用とは何に対する過大なのか不明確であります。代表訴訟における請求額に対し明確であります。株主側にその費用の過大性を調査、反証させることは困難であることも考えれば、このような要件を訴訟要件とすることは是認できません。

次に、法案は、取締役会の書面決議を容認しております。しかし、書面決議を容認した場合、取締役相互間で実質的な議論がなされる保証はなく、重要な問題であればあるほど、経営者が、社外取締役や従業員取締役が出席している取締役会での実質的議論を避けたいという誘惑に駆られたとしても不思議はなく、取締役会の形骸化を助長させるおそれがあります。また、社外取締役が十分な情報を取得できず、適正な判断ができなくなるおそれがあります。

テレビ会議システムや電話会議システムが解釈上許容され、IT技術の進展に伴ってその高性能化、軽量化が実現され、コストも安くなっていることから、こうした方法を用いることによって、遠隔地に居住する取締役がいたとしても、取締役会の開催がさほど困難になるとは思えません。また、取締役の責任を追及する上でも、議論の過程が明らかにならなければ、その責任追及が困難になることも考えられます。

近時、ガバナンスに関する議論の高まりと取締役会審議の形骸化に対する反省から、取締役会において実質的な議論を活発に行う傾向も見られますが、書面決議を容認することはこうした動きを後退させる懸念があります。欧米でもこのようない制度は認められておりません。

書面決議を許容するとしても例外的でなければ

ならないとする点については、一般的なコンセンサスがあると思われます。例外とすべきもので、しかもその弊害のおそれが大であるとすれば、原則禁止するというのが正しい態度であると言わざるを得ません。法案において、譲渡制限会社については取締役会の設置 자체強制されないのであります。このほか、株主総会の招集地を取締役が自由に行うことを前提としているはずです。

原則禁止するというのが正しい態度であると言わざるを得ません。法案において、譲渡制限会社については取締役会の設置 자체強制されないのであります。このほか、株主総会の招集地を取締役が自由に行うことを前提としているはずです。

原則禁止するというのが正しい態度であると言わざるを得ません。法案において、譲渡制限会社については取締役会の設置 자체強制されないのであります。このほか、株主総会の招集地を取締役が自由に行うことを前提としているはずです。

○浜辺参考人 浜辺陽一郎でございます。
私は、弁護士として企業法務に携わる傍ら、会社法制あるいは企業のコーポレートガバナンスなどについても多くの研究、教育に携わりつつ、物を書いたりお話しする機会も多くある者でございます。

本日は、独立の立場から、会社法案につきまして、この意見陳述の機会を与えてくださいましたことにつきまして、御礼申し上げたいと思います。

さて、きょうのテーマでございます会社法案につきまして、私は、全体としてこれは二十一世紀の企業社会にふさわしい内容になつていているであろう、すなわち、グローバルな競争に順応し、企業活動を活性化させるという観点から、今回の会社法案の全体的な方向性としては基本的に賛成でございます。

そのほかの問題として、商号の登記の関係で、商法十九条及び商業登記法二十七条を廃止するとの提案があります。しかしながら、これは、従前から商号を登記している事業者の利益を著しく害することになり、不当であると考えます。また、登記された商号は十分保護されるべきであり、商法二十二条は一項、二項ともに存続させるべきであると考えます。

立法形式の点では、省令への委任が多く見られるようになります。この点につきましては、機動的な改正ができるようになります。そのため、商号登記の問題とおり、法文のあり方としては、かなり重要な事項も含めて法務省令への委任が多く、もう少し会社法本体で明らかにしてほしい部分もございま

す。この点につきましては、機動的な改正ができるようになります。この点につきましては、機動的な改正ができるようになります。この点につきましては、機動的な改正ができるようになります。この点につきましては、機動的な改正ができるようになります。

ただ、今回の新会社法には、一点、画竜点睛を欠いている重大な問題があるのではないかと考えます。それは新会社法の八百四十七条ないし八百五十五条のあり方に關するものでございまして、本日は、時間の制限もござりますので、この点に絞つてお話をしたいというふうに思つております。

私は、今回の会社法案、基本的に賛成だと考えるのは、現代のコーポレートガバナンスのテーマ、基本的に企業のパフォーマンスとコンプライアンスという二つのものを向上させるという目的

を考えるからではあるんですが、このコンプライアンスを推進してきたのは一体何だったろうか。今までの企業法務の動きを見ておりますと、恐らく、実務的に一番大きな影響を与えたのは株主代表訴訟制度だつたのではないかと思います。

大和銀行事件の判決を初めとする数多くの事件を通じて取締役の責任のあり方について議論がなされ、それを踏まえて企業経営のあり方もかなり前進したのではないか。つまり、それが刺激となり、我が国の企業社会においてもコンプライアンスの強化がようやく緒につきつあつたといふところです。

ところが、その後、何件かの有名な事件につきまして、私は、全体としてこれは二十一世紀の企業社会にふさわしい内容になつていているであろう、すなわち、グローバルな競争に順応し、企業活動を活性化させるという観点から、今回の会社法案の全体的な方向性としては基本的に賛成でございます。

もつとも、細かいことではありますけれども、先ほど日弁連の内藤先生のお話にもございましたとおり、法文のあり方としては、かなり重要な事項も含めて法務省令への委任が多く、もう少し会社法本体で明らかにしてほしい部分もございま

す。この点につきましては、機動的な改正ができるようになります。この点につきましては、機動的な改正ができるようになります。この点につきましては、機動的な改正ができるようになります。この点につきましては、機動的な改正ができるようになります。

ただ、今回の新会社法には、一点、画竜点睛を欠いている重大な問題があるのではないかと考えます。それは新会社法の八百四十七条ないし八百五十五条のあり方に關するものでございまして、本日は、時間の制限もござりますので、この点に絞つてお話をしたいというふうに思つております。

私は、今回の会社法案、基本的に賛成だと考えるのは、現代のコーポレートガバナンスのテーマ、基本的に企業のパフォーマンスとコンプライアンスという二つのものを向上させるという目的

の觀点からつぶらかれているということであろうと次に、浜辺参考人にお願いをいたします。

○塩崎委員長 どうもありがとうございました。(拍手)

次に、浜辺参考人にお願いをいたします。

私は、今回の会社法案、基本的に賛成だと考えるのは、現代のコーポレートガバナンスのテーマ、基本的に企業のパフォーマンスとコンプライアンスという二つのものを向上させるという目的

に株式移転あるいは株式交換などによりまして組織再編があつた場合であつても、株主が子会社との関係を維持している限りは原告適格は喪失しないという改正であります。これ自体、もちろん、ないよりはあつた方がましであることは当然でございますが、しかし、これは小手先の修正にすぎず、極めて不徹底なものであると考えます。

より根本的には、親会社株主、具体的には、上場、公開されている株式の株主が事業子会社の役員に対しても新たな代表訴訟を起こせるような制度、つまり、一般的に言われておりますところの、二重もしくは、孫会社のようなケースもござりますので、多重株主代表訴訟制度を正面から認めるべきではないかと考えます。

その関係から今回の会社法案との関係におきましてその必要性を補足いたしますと、まず第一に、代表訴訟の趣旨を全うさせるというためにも必要でございます。

そもそも、御承知のとおり、代表訴訟制度といふのは、現実に経営者に責任追及をすることができない場合に、本来、直接に損害賠償を求めることができない株主が、会社にかわって責任ある役員に対して、会社に賠償するようにということを求める手続でございまして、役員の責任追及の最終的な手段でございます。

この趣旨からいたしますと、子会社あるいは孫会社の役員に対しても、その親会社が、その仲間である子会社であるとか孫会社の経営者を訴えるということは現実的に困難であるのが日本の企業社会における実情であるわけですから、既にそうした機能がない状態において、子会社、孫会社の事業会社の役員に対して親会社の株主が訴える制度を認めなければ、制度としては不徹底であるうかと考えます。

トマージャーが可能とされる予定になつております。これを利用することによつて、後から原告株主を排除することができるとしても可能になるわけではございますが、こうした法制を認める以上して設けないと、結局、こうした事業再編法制が濫用されるおそれが高いのではないか。

これは、現実に、既に持株会社化が進んでいることからしますと、実は、先ほど引用しました八百五十一條も、このままでは役に立たない、あるいはほとんど出番がないということになつてしまふおそれもございます。理論的には、八百五十五条を認めている以上は、さらに真っ正面から、当初からの二重株主代表訴訟を認めるべきではないかと考えます。

第三に、濫用の危険性を防止するための制度のバランスという点でございます。

今回、新しく八百四十七条一項ただし書きで、先ほど日弁連の方からも若干問題ではないかといふ指摘がございましたが、確かにその問題もありますが、もしこの制度を何らかの形で生かすとすれば、こういった制度もありますし、あるいは損害保提供制度、既にございますそいつた制度や、訴えの利益などの一般法理、さらには既に整備されております特別の役員の責任軽減制度、これらの損害賠償制度にはないわけですから、こういったものなどがございます関係で、二重株主代表訴訟制度を導入してもそれほど弊害はないのではないか。

むしろ、株主代表訴訟制度というものは、よほどのことがない限りは、やたらめたらと濫用されるものではないのではないか。つまり、株主そのものが直接に金銭を取得するものではございませんので、最近の提訴件数の横ばい状況もそういう状況を反映しているわけでありまして、そういう観点から、濫用の危険性はないのではないか。

そして第四に、まさにこのコンプライアンス推進のための必要性ということでございます。

結局、これがなければ、現在推進されるべきコンプライアンスが結局抑制されてしまう。コンプライアンスに向けた企業の取り組みが抑制されてしまいまして、弁護士としましても、現実にこういった制度がないことから、役員責任についての可能性を問われれば、これはかなり低いと言わざるを得ない、こういったような状況がまずいのではないか。

第五に、潔い経営者ととするい経営者の間の不公平という問題もさらに生じてまいります。

つまり、するい経営者は、持ち株会社というような手段などを駆使することによって安全な地帯に入る。するい経営者はそういうふうである。他方、潔い経営者と申しますか、あるいはそういうふた悪知恵の働くかないと申しますか、そういうった経営者だけが結局持ち株会社にしないで代表訴訟の被告になる。そうしますと、何のことはない、今この制度というのは、結局そういうたしか訴えられないようだ、そういうとんでもない、欠陥の制度になつてはいるのではないか。

最後に、経営者の権限とのバランス論でござります。

今回の会社法におきましては、事前抑制を最小限度にしつつ、事後のチェックを可能とするということによる規律の整備が非常に重要なつてきました、権限の拡大であるというふうに考えます。

昨今、株主をないがしろにした経営者の行動も問題視されており、これに対応するための修正として、株主代表訴訟のあり方を見直す必要がある。

それでは、それは大変なことなのではないかと。部会で反対意見のあつた根拠として二点ございますが、提訴要件の絞り方が難しいとか組織形態選択の制約になるというのは理由にならない。そもそも、これは非常に簡単な修正で済むわけでございまして、八百四十七条の法文の株式会社に対し「訴えることができる」というところを、「株式会社及びその子会社に対し」とすればよろしい。そして、子会社は今回きちっと第二条に定義

も設けられておる。もちろん、法務省令に委任されている部分、これ 자체、冒頭申し上げたとおり問題はあるんですけれども、その点において絞る必要はないのではないかと考えます。

本日、緊張感を持つた經營を推進するため、二重株主代表訴訟、多重株主代表訴訟を認める觀点から、もう一度この点について検討すべきではないか、また、こうした重大な問題について国会が本当に機能しているかどうかがこの点において試されているのではないかというふうに考える次第でございます。

どうも御清聴ありがとうございました。（拍手）

○塩崎委員長 どうもありがとうございました。

次に、久保利参考人にお願いいたします。久保利参考人 御紹介いただきました久保利でございます。

きょうは、参考人として先生方にお話を機会を与えていただきまして、本当にありがとうございました。

お手元に、「発言要旨」という二枚組と、その添付の「商事法務」の最新号の情報をお配りさせていただきました。私は、弁護士であり、かつ大宮法科大学院大学の教授という立場で、かつまた現実に、先生方をお騒がせしております某ライブドア事件の二ツボン放送社外取締役であった者ということも含めて、感懐も含めお話をしたいと思います。

私は、基本的にはこの改正に賛成でございますが、「問題点の指摘」の①と②の点についてはもう少し検討が必要なのかな、こう考えております。

第一番目は、委員会等設置会社というのが平成十四年につくられたわけでありまして、このとき附帯決議で、委員会等設置会社の取締役については過失責任なのに、監査役設置型の会社においては無過失責任の部分がある、これを早く調整すべきだと。もちろんこれは、詳細に言えば、幾つかその責任の濃淡は確かにあるわけでありますけれども、そういう附帯決議に基づいて今回の改正になつたというふうに理解すればあなたがち反対す

べきものではございませんが、現実には、委員会等設置会社においては、商法施行規則の百九十三条というところでこの内部統制システムをちゃんとつくれというのがあり、したがって、委員会等設置会社ではこれはもうできているわけです。

今回、監査役設置会社においても同様の条文は入ったわけありますが、逆に言うと、監査役設置会社で今までいた会社というのは、本当の意味の内部統制制度を全く持っていない。すなわち、監査役そのものが監査をみずから行うということによって実はコンプライアンスを確保してきています。それが、果たして今後、監査役を置きながら内部統制制度というのをどうつくっていくんだろうかという、会社経営の実態からいうと非常に疑問がある。そういう中で過失責任にだけ変わってしまうということが、コンプライアンス、コーポレートガバナンス上いかがなものだろうかという疑問を禁じ得ないわけであります。

二番目は、各参考人からいろいろな視点から説明のありました代表訴訟に関するものであります。

この代表訴訟の中で、訴訟終了要件として、過大な費用を負担することになるというような例示が相当の確実さをもつて予測される場合には訴訟を却下してよいということになつておるわけであります。が、実は、そういう形で裁判所に具体的な、果たして費用の負担が过大かどうか、それが相当の確実さをもつて予測されるかといいますと、ほとんど裁判所は、これはなかなか認めてくれないのでないか。ということは、実際は、法律をつくつても余り機能しないという結果になるかも知れない。

すなわち、日本の裁判所においては、企業価値の判断とかあるいは経営判断の合理性とか、こういう種類のものを全部裁判官がみずから知見によって判断しようとしている。アメリカのケースを見ると、それは裁判所には余りないし、むしろ独立社外取締役というもに依拠して、その人たちが本当に独立した立場

から判断をしたものであればそれを認めていこうという流れになつて、だからこそ訴訟委員会といふものがあつて、代表訴訟というものを会社として行うべきかどうかということについての決定権限をそこにゆだねている。これがもしいかげんなど組織であれば、裁判所は、あなたの方の訴訟委員会というものがでたらめだからだめですよと言えどもを審査する、これは裁判所でも十分できるわけあります。

そういう意味では、日本でも、社外取締役制度というものを十分取り入れて、その中の独立といふアクターを考え、しかもそれを取締役会の過半数というような形に持つていけば、裁判所に無理を強いることをしないで済むのではないか。裁判官も大変でございます。取締役会に一遍も出席したことのないような方々が、この企業経営の判断がいいかどうか、企業価値を毀損するかどうかを判断しろと言われるのは、実は大変に苦しまれることではないだろうかというふうにさえ考えます。

それから、③と④でございますが、今後この法律が最終の会社法制の決定版であるというふうに当初喧伝されました。が、やはりそうではない。これは大変使いやすくなつて、いろいろな意味で便利になつてきたと思います。もう一方で、敵対的買収に対する対抗措置、確かに、黄金株の譲渡禁止ということを認められました、あるいは新株予約権等のボイズンビルも含めて、大変使い勝手がよくなつてきたように思いますけれども、しかし、お手元に配付をいたしました添付のフランクスの制度、これはイギリスに刺激を受けてつくられたものであります。が、あちらでは逆超える株式を取得しようとする者が公開買い付けの義務を受けるわけであります。が、あちらでは逆に三分の一以上を取得した者は全株を買い取れ、こういう意味での強制的公開買い付け制度と

の保護というのが目的になるわけがありますが、そういう形のものもひとつ考える必要があるのかなど。

特に、これから知財立国というふうな形になつていつたときに、果たして、新興産業が資金を助けてくれというときに、とても金融はそんな金を貸してはくれないだろう。そうすると、当然ベンチャーキャピタルだ、そうなるとIPO、新規上場だ。新規上場したら、もう、おまえ、上場した以上は、これは会社を売りに出しているんだから乗つ取られたつてあきらめろよというふうに言われても、必死になつて創業期の苦しみの中からコンテンツをつくつたり特許を発明したりした人たちにとっては、残念でたまらないだろう。しかも、それが四九%という程度のところまでしか持てなくて向こう側が五〇・〇〇〇三%持つちやつたという中で、自分はせっかくやつたのに何の意味もない、だつたらこの四九・九九も全部買ってくれ、それで今度は次のことをまた始めるよというふうになつたならば、知財立国としても回つていくのかなということも考えまして、検討に値すると思います。

それから、証券取引市場の公正性、透明性、OSTNETの問題として、証券取引法二十七条の二、三分の一以上を買い取る場合にはT.O.Bをやれと。しかし、これは時間外の、取引所の場内取引だという話になつてゐるわけであります。が、本当にそななかどうか。河本一郎先生のような著名な学者も、これは証取法違反なんだといふ意見書を公刊しておられるくらいでございまして、こういう点で、これ以外にもループホールがいろいろあるのかなというふうに思います。

そういう点で言いますと、ぜひ、今の証券取引市場が公正性、透明性というものに欠けるところがないかどうかが結構大きいをしていただいて、本当に世界に出て恥ずかしくないような、そういうマーケットというものをつくる必要があると考えております。

それから、最後になりましたが、私、ロース

クールで教えていたこともあります。新司法試験というのには大変気になります。この法律が成立了しますと、その施行は多分十八年度ということがあります。が、十八年五月にもう第一回目の新司法試験がスタートするわけです。そうすると、それを受ける既修コースの学生は、一体この会社法で受けれるのか旧商法で受けれるのか、大変悩むわけあります。すると学校教育も、一体どの法律をどの段階で教えたらいいのかといふことで大変混乱します。

そういう意味で言いますと、ぜひ施行時期だけでも早く決めていただいて、もう今からこの法律でいくんだよというのであれば、我々教員としても早目にこの法律に基づいた教育ができるで、そのあたり、ぜひ先生方によろしく御高配願いたい、こう考える次第でございます。

(拍手)

○塙崎委員長 ありがとうございました。

○村上参考人 村上でございます。

本日、このよう意見陳述の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。私は、株式市場に近いところに身を置く者として、きょう、いろいろな意見を述べさせていただければと思います。

現実に、会社を起こして以来、公開買い付けということもやつてみましたし、株主代表訴訟も現在やつております。もしくは、株主提案も何度も出しておりまして、プロキシファイトというようなことも現実にやつておりますので、その辺の意見を言わせていただければありがたいと思います。

きょう、個々の法文というよりも、主に、どのようにすれば株式市場が活性化していくのか、そして今回の会社法にどのような物の考え方をつけ加えていただきたいかという視点に立つて、四点、お話をさせていただきたいと思います。

お手元にレジュメが配付されていると思います

ので、企業統治、コーポレートガバナンスの必要性、それからそもそも公開企業とはどういう意味なのか、そして今回この会社法でも取り上げていただいている会社の敵対的買収への防衛策、そして最後に、従業員が大きな株主になるESOPという制度について、この四点、お話を申し上げたいと思います。

りますが、公開企業の取締役の場合には、株に対し
てお金を出した額もしくは株数に応じて選挙権が
変わってくるわけであります。そういう意味で
は、多くのお金をして多くの議決権を持つた者
は取締役をより選びやすくなるということです。

ます。エーボレートガバナンスの必要性でございますけれども、会社法では、私が読む限り、これは明らかに株主が株式会社の所有者であるというふうに読めるわけでございます。そして、経営者に株主が経営を委託して、取締役は株主から経営監視を委託された代理人である、そういうふうに読めます。

一方、株式非公開会社におきましては、多くの場合、所有者と経営者が一体でございます。そういう意味では、株主と経営者の利害が相反することは少ないと想いますが、公開企業においては、株式市場を通じて不特定多数の投資家が株主となるということで、多くの場合、所有と経営が分離をしておるわけであります。

そういう意味で、経営が株主の利益に反するものとならないよう株主が経営者を統治する。これがコーポレートガバナンスではないかと私は思つております。

今回、ちよつと久保利先生とは意見を異にするかもしれません、株主が経営者を選ぶということが本来あり得べき姿なのに、経営者が株主を選ぶようなことになりかねない事態があつたと思います。私は、これは株主として、認めていただきては困るというふうに思つておるわけでございます。

りますが、公開企業の取締役の場合には、株に対するお金を出した額もしくは株数に応じて選挙権が変わってくるわけあります。そういう意味では、多くのお金を出して多くの議決権を持つた者は取締役をより選びやすくなるということです。

そもそも、公開企業は、社員と内部昇格経営者の共同体ではないと私は思っています。中長期的な株主価値向上を目的とする機能集団である。その結果、仮に会社が経営者と従業員のものであれば、よく感じますのは、国は国會議員と官僚のものではないかというのと同じようなことになってしまいます、それはおかしい。国は国民のものであるというふうに思いますし、会社はやはり株主価値をどのように向上していくかということが重要なではないかと思つております。

もちろん、公開企業には、顧客、従業員、取引先、地域社会など多くのステークホルダーがあります、多数の関係者の利害を調整するということことは必要であります。これもあくまで、調整をしてた上で、どのようにして株主価値を中長期的に向上させるのかが公開企業の経営者の使命であります。

また、経営者が株主価値、企業価値のエンジンだとすると、社外取締役というのは、暴走を食いつめるブレーキになるものだと思います。そういう意味では、株主の代表として経営者を取り締まるのが社外取締役の大きな役割だと思つております。そのため、先ほど久保利先生の御説明にもありましたが、独立していることということが極めて重要で、社長が全部取締役を選ぶというのは非常におかしな状況でありまして、あくまで取締役は株主が選ぶものであります。そのように商法には規定されていると思つわけであります。

そういう意味では、健全な市場のものでは、使命感を果たさない経営者や企業はぜひ退場していただくというのが必要ではないかと思つております。

三つ目で、今回の会社法のテーマにもなつてお

ります企業防衛策ということについてお話をさせたいと思いますけれども、例えば、T.O.B.というものがかつたときに、株価が二〇%とか三〇%アップでT.O.B.というものをかけるわけがあります。もし経営者がそれに反対するのであれば、その経営者は、それ以上の値段の株価がつくような経営ができるよということを立証することが大前提であると私は思っております。そういう意味では、買収者が企業価値を引き下げることが明確である場合以外、基本的には、企業防衛策というのは一体何だろうというふうに疑問を感じるわけであります。

公開企業の使命についての社会的な合意や株主価値向上の市場インフラストラクチャーがまだ欠けているような状況、特に独立社外取締役が過半数を占めないような状況の中での、一体買収防衛策とは何なのか、保身ではないのかというのを強く感じるわけであります。実績のない経営者や淘汰されるべき企業、経営者という方たちの保身、温存につながつてはいけないと思うわけであります。

さらに、もう一点述べさせていただきますと、活力のある株式市場や日本経済の競争力を維持するためには、これは商法の改正ではございませんが、上場基準というものをよく証券取引所には考

えていただきたい。
例えば、株式を持ち合っているというのは、お互いに反対するのはやめようね、特に今回の二ツボン放送の公開買い付けでは、買い付け価格が現在のマーケットプライスより低いにもかかわらず、そこに応募した企業が多数ありました。このようなことは日本以外の国では考えられないと私は思います。これは明らかにおかしいということになります。そのために、応じてくれたら何かを教えてくれるんじゃないかという不透明さをすごく

く感じるわけであります。
例えば、持ち合いの株については議決権について一定の制限を設けること。それからもう一つ、先ほど久保利先生もおつしやつておられました

が、イギリス法におきましては、三分の一ぐらゐ公開買い付けをしてしまふと、あと全部買ひ取らなきやいけないよという法制度があります。そういう意味では、日本の場合は親子上場というのがあつぱいありますて、二分の一以上特定の会社が持つていたときに、私が株主になつても、何を提

案しても通らない可能性がある。こんなおかしな上場があつていいのかというふうに思つておるわけで、これは商法の問題ではなくて上場規則の問題ではないかと思つております。

最後になりましたけれども、産業政策と福祉政策ということについて述べさせていただきたいと思います。

私も十数年間、産業政策を立案するような組織においてましたことから、産業政策というのは、企業活動を促進し、その結果、雇用の増大や収益の向上を伴うことによつて国が富んでいくものだとうふうに私は考えております。一方、福祉政策については、すべての国民が幸せに暮らせるようなセーフティーネットではないかというふうに思つております。

ただ、戦後の日本においては、終身雇用制といふような、法律には書いていないわけですがれども、制度によりまして、産業政策と福祉政策を融合させてきた部分があると思います。いい部分ももちろんあります。ただし、本来政府が担うべき社会福祉政策をあえて企業に押し付けている部分もあるのかなということで、これは企業の競争にとっていかがなものかと若干思つておるわけでございます。

今後の大競争時代を迎えて、産業政策と福祉政策の両立を図るようなものがあつてもいいのかなと思いますので、最後に一点だけ、エンブロイダー・ストック・オーナーシップ・プラン、ESOPという制度について、これは会社法で制定するものではないかもしませんが、今回の会社法の改正の一環としてぜひお考えいただければいいと思うものを御紹介させていただきます。

アメリカでは現在、ESOP、これは確定拠出

年金の一類型として従業員が多くの株を持つという制度で、ここに税制等の恩典がついておりま
す。そうすると、アメリカの場合、特に労働集約
型の産業の場合は従業員が大株主になつてゐる、
三〇パー、四〇パー持つというケースがありま
して、ESOPで大体一〇%弱はアメリカのマー
ケットの中で持たれている、従業員が大株主なわ
けです。

時役所にいた経験では、企業の経営者や従業員に株をもつと買いませんかと言ったときに、いや、こんな会社の株、危なくて買えませんよというような方がいらっしゃったので、違うだろう、そんなことで上場していてどうするんだとうふうに思ったわけでござります。そういう意味では、こういう制度をつくつて、

従業員や経営者が株を持ちやすくするような制度をぜひ御提案し、将来的な課題として、日本にはこれは向いた制度だと思いますので、そういう制度も導入していくだけるといいのかなというふうに思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。
した。(拍手)

○塩崎委員長 どうもありがとうございました。

以上で参考の方々の御意見の開陳は終わりました。

○塩崎委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。早川忠孝君。

本日は、六名もの各分野の非常に重要な役割を果たしておられる方々から参考人として当法務委員会で御意見を開陳いただきまして、本当に心から感謝を申し上げます。

会社法の改正というのは、極めて重大かつ広範に及んでおります。同じ内容を語るについても、

やはりいろいろな切り口があるものだと改めて思つておりますが、まずは、日弁連の司法制度調査会の方からいろいろな御意見がありましたので、内藤参考人にお話を承り、あわせて江頭参考人にコメントをちょうだいしたいなと思つております。

ないことを放棄してしまっては非常に残念でならない。性善説に立つて理論構築をしていくのも結構なんですが、やはり人間の本性あるいは本音、こういったものを正面からとらえて考えていいたらいいのではないか、そういうふうとでございます。

○早川委員 念のため、代表訴訟の点について、内藤参考人それから浜辺参考人から御意見の開陳(ひらてん)をうながします。いま、（ひまわり）公判廷に

かあつたと思ひます。私は、代表訴訟制度によつてかなり企業経営者の意識改革が図られていつた、ところが、近年の代表訴訟制度の見直しの過程の中で、若干その機能が後退局面に入つてしまつたのではないかなどうかなというふうに思つております。

○内藤参考人 お答えいたします。
識をお持ちであるか、内藤参考人に御説明をいた
だきたいと思います。

現状、東京地方裁判所に提起される代表訴訟の申し立て件数というのは、毎年大体二十件程度というふうに承つております。それから、審理期間も

につきましても、他の類型の訴訟と比べて格別長いというようなことは聞いておりません。代表訴訟の特性として、その複雑さであるとかあるいは

証拠が一方に偏在している、そういう特徴を考えましても、ある程度慎重な審理は必要だと思いま
すし、特に長いということはないのであろうとい
うふうに思つてゐる。

うふうに思っております
先ほど、訴訟委員会というお話が出ましたけれども、これは法制審議会の現代化部会において相当長期間つとめて議論されてこられたこと

当長期間にわたって講話されたといふことは承りておられます。また、この制度の中身というのが非常に難しくて、単にアメリカの制度を持つてくればそれで済むという話でもないというふうに思ひます。

ますので、この点については、例えば訴訟委員会の判断が裁判所を拘束するというようなことは、今回提案されている会社法案よりもさらにまずい制度ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○早川委員 今回の会社法案の中で、いわゆる現代化と言われておりますけれども、私も疑問点を持つているのは、有限会社法はかなり有効に機能した面がある、これを、有限会社、株式会社を一本化するということについて、なお審議を尽くす必要があるかなというふうに思つてゐるところであります。その点について上村参考人から、まさに公開上場会社についての企業買収、再編の関係でいろいろな提案がなされました。

これを踏まえて、法制審の方で現代化の作業の責任者として当たられた江頭参考人に御意見を伺いたいのであります。私がとたまたま大学中一緒に勉強させていただき、全く同じ時期に司法試験に合格させていただいた。ただ、残念ながら、その当時の商法の神様と言われた江頭参考人はそのまま大学に残られました。日本の商法を担つてこられた。私どもは実務の世界に入つてしまいまして、それこそ久保利参考人がロースクールで教えておられる、まさにこれから学ばなければ新しい法制度には全く対応できない、法律家としてはもう耐用年数を過ぎてしまつたと思つております。

しかし、そういつたことを踏まえながら、江頭参考人に、これからの一歩進められようとする会社法案について、まず、有限会社法と株式会社法を一体化するということについての問題、あるいは先ほどガバナンスの面で、取締役会の書面決議ということについて日弁連の方からも指摘がありました。それから、代表訴訟制度のあり方とか、あるいは訴訟委員会制度について久保利参考人からも御提案がありました。こういったことについて、所見をお伺いしたいと思います。

○江頭参考人 大変重要な点を三点、御質問いたしました。それから、代表訴訟制度の廃止とか、あるいは訴訟委員会制度について久保利参考人からも御提案がありました。こういったことについて、所見をお伺いしたいと思います。

限会社法制を実質的に株式譲渡法の制度の中取り込む改正であると私は認識しております。

そういうことが必要な理由は、現在は、本来有限会社に向くような会社が、つまり定款自治が広く認められてしかるべき会社が、無理して株式会社になつてはいる、そのために窮屈なことになつてゐる。なぜそういうことをするかというと、株式会社の方が聞こえがいいことだらうと思います。そこで、株式会社という名のもとに実質有限会社の制度がとれるという形で制度を持つていいといふことがこの法案で考えられているわけであります。

次に、日弁連の内藤先生それから浜辺先生から御指摘がありました書面決議それから株主代表訴訟等の点でコーポレートガバナンスが後退しているのではないかという点でございます。

この点は、確かに後退と言われば後退なのかも知れませんが、ただ、先ほども申しましたように、一方でガバナンスの強化、他方で競争力を強化するといった観点から、意思決定の迅速化ための組織の柔軟化ということも迫られているわけあります。

書面決議について申しますと、代表取締役が取締役会に対して報告をしなければならない取締役会というのは、三ヶ月に一回は開かなければならぬわけで、現在でも取締役会を開かなければならぬと法律でなつてているのは、三ヶ月に一回であります。その取締役会は、これは現実に会議を開くことは今回の会社法でも要求しておりますし、その意味で、取締役会が全く開かれない会社が出るとか、決してそういうことではあります。

法律の上では、少なくとも会議を開かなければならぬ回数は減つていないのであります。意思決定の迅速さとの関係で、取締役がたまたま集まらないために非常に迅速を要する意思決定ができるないというようなことを避けるために書面決議も導入したということでございます。

それから、代表訴訟の点は、八百四十七条の新

しい訴訟却下要件の点と、それから多重代表訴訟の点が指摘されたかと思います。

この代表訴訟につきましては、これは昭和二十

五年改正で日本にアメリカの制度が導入されたわけでありますけれども、実は、アメリカの制度と日本の制度とは相当違つております。

アメリカの制度の場合は、株主は、取締役等の責任の追及だけではなくて、およそ会社を代表して訴訟を提起できる。アメリカの場合、取締役会が権限を濫用して訴訟を提起していないと、とにかく何についてでも株主は株主代表訴訟というのを提起できるんですね。責任追及に決して限らないわけです。ですから、その反面裁判所にそういふ訴訟を認めるかどうかの相当広い裁量権限が与えられております。

要するに、取締役会が権限を濫用して訴訟提起を怠つていいかということを裁判所が判断するわけであります。先ほどお話を出した訴訟委員会も、委員である独立の取締役が、取締役会が権限を濫用していないと認める裁判所に言えば、裁判所もそうだろうというふうに判断する、そういう制度であります。要するに、裁判所が訴えを認めるかどうかの裁量権を相当広く持つていています。

日本の制度は、それに対しまして、株主はとにかく責任追及だと訴えを起こせるという制度になつておられます。その辺の違いがありまして、かねてから、もう少し裁判所にそういう訴えをお聞きするのを終了しなきやいけません。

私は、会社法関係の基本法は、株組みは百年もつような体制を基本法としては維持していたたきたい。例えば、企業買収関係の法制について独自の法制が必要であるとすれば、それはその分野の個別法を制定するというような形でいかなきやい

判所が適切な裁量をきかせるような文言になつてゐるふうに私は認識しております。

それから、多重代表訴訟の御指摘であります

が、これは企業結合の状態にあるときの一つの問題で、今後の検討課題かとは思います。

ただ、なぜ今回多重代表訴訟が入らなかつたかと申しますと、多重代表訴訟を認めますと、一つは、結局、子会社にして子会社の取締役にしていふと代表訴訟の対象になる、一つの会社で一つの営業本部の本部長をしていると、これは取締役にしていよい限り代表訴訟は起こらないということになりますので、そういう観点から会社の組織を考えるといふことになつては本末転倒であろう。

もう少し、今後の柔軟な組織ということを考えますと、そういうことはしない方がいいという点が一つありました。

それから、アメリカで多重代表訴訟を認めますのは、先ほど申しましたように、要するに何でも度であります。多分日本とは違うところがあるので、今回は導入できなかつたということをございます。

〔委員長退席、田村（憲）委員長代理着席〕
○早川委員 本当にいろいろな話を承りたいのですが、残念ながら、千ページを超える法案も、わずか十五分ぐらいで六人の先生方のお話を聞き終了しなきやいけません。

私は、会社法関係の基本法は、株組みは百年も

ただきたいということをお願い申し上げて、私の質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○田村（憲）委員長代理 次に、柴山昌彦君。
参考人の皆様には、本日は、御多用中のところ大変貴重なお話を賜りまして、本当にありがとうございます。

まず、久保利参考人、そして村上参考人にお伺いしたいと思います。

言うまでもなく、このたび、大変大きなMANDAの事件のいわゆるプレーヤーとして私どもの関心を呼んだわけですから、この中で、企業防衛ということが大変大きなテーマとなりました。

今回の会社法改正で企業防衛に対する一定の法制度の枠組みというものはできたんですが、実際の運用上、これが果たして、過剰防衛、経営者の保身に当たるのか、それとも本当に企業のためによい防衛なのかということを選別するのは、もちろん裁判所という機関がありますけれども、それ以外にどこが妥当な買収かどうなのかということを判断すべきだとお考えでしょうか。

社外取締役が、いや、これは企業価値を損ねるんですよというふうに言うのが妥当なのか。定款あるいは株主総会の特別決議でそれを判断するシステムをつくっていくのが妥当なのか、地域社会を含めたパネルという形で判断するのが妥当なのか、それ以外の何か仕組みというもののが考えられるのか。

企業は株主のものであるという村上参考人のお

話もあつたんですけど、この買収防衛についての判断のあり方、これについてお二方にお話をそれぞれ伺いたいと思います。

○久保利参考人 久保利でございます。お答え申

私は、プレーヤーとして出たつもりはないの
で、社外取締役ですから、あくまでも経営陣に對
するモニタリングということありますけれど
も、企業価値あるいは企業防衛という問題からい
いますと、少なくとも裁判所の決定も、この新株
予約権の発行については自己保身ではないと。な
ぜならば社外取締役四人も賛成をしているからと
いう形で、自己保身でないことは認めていただき
たんですが、では、それは一体何なんだという話
になりますと、結局はフジサンケイグループに残
りたいという判断である。

私の考えとしては、結局、企業価値、企業防衛
というのは、一般株主さんのためにどれだけの価
値をこの会社に残せるかということでありまし
て、結果的に一〇〇%買つてしまえば、どんなに
企業価値が落ちようと損をするのはT.O.Bで買い
取つた方ですから一向に構わないんですが、そな
う点からいいますと、今回のようにT.O.B対T
O.Bでないような場合、特に一〇〇%でない場合
には大変神経を使いまして、一般株主さんででき
るだけ企業価値を守つたまましかるべき時間を与
える必要があるだろうというふうに考えました。

私、今でも思い出しますのは、ミネベアの高橋
高見さんが、敵対的M.AND Aもいけれども、
M.AND Aの成功かどうかは株をとつたかどうか
で決まるんじゃない、その後本当にその会社が爆
発的に成長していく、成功した、そのときM.AND
Aは成功するんだということをおおしやいまし
て、まさに企業価値というのは、そういうある程
度の時間もかけないと本当は正確には判断できな
いものではないかというふうに思つております。
ありがとうございました。

の上場企業の場合、独立社外取締役というのが相当数あります。その場合に、独立社外取締役の役割は、もし公開買い付けがかかったときに、その公開買い付けプライスよりも高いプライスを現経営陣でできるのかどうかということに尽きます。公開買い付けがかかるとき、やめてくれと言ふ前によく言わるのは、株主のためにもつと価格を高くしてくれという意見が出ます。自分がだけが保身に走るようなことは絶対にあってはいけないわけですし、逆に、今は企業の中から、ずっとそこに二十年、三十年働いた人がほとんどどの取締役をやっている状況の中で、企業防衛は、ほとんど保身につながっていく状況だと僕は思います。

そういう意味では、先生の御質問に対しては、一的には、やはり独立社外取締役が、上場した暁には過半数になるような状況が早く達成されることが必要だと思つております。

さらに、一点つけ加えさせていただきますと、何のために上場したのかということが今回の二ツボン放送やフジテレビの問題でも言えるかと思います。そもそも上場する必要がなかつたのではないか。例えば、放送法という体系の中で公的な部分がよく最近もお話をされていると思いますが、そうであれば、自由に株主が決められるような上場という選択をなぜ選ばなければいけないのかということを真剣に考えてそれぞれの上場企業の役割を考えるべきだと思いますので、上場とは何かということを上場される折にはぜひ考えていただければありがたいなと思います。

以上でございます。

○柴山委員 ありがとうございます。

今回、いろいろな法制度の改正がされたんですねが、まだまだこれから考えなければならない課題がたくさんあると思います。

先ほど久保利先生からスクイーズアウトのお話がありました。私も検討に値する法制度だと思つておりますので、これに関して、江頭先生、上村先生、内藤先生、浜辺先生、そして村上先生、そ

それから他方、ライツプラン、ボイズンビルによる防衛策についてどう考えるかという点でありますけれども、この点は、結局ライツプランを解除して買収できるようしなければいけないのと、今回買収防衛策がとれることになったのですが、これについての御意見、これも一言ずつお伺いしたいと思います。

○田村(憲)委員長代理 皆さんにですか。

○柴山委員 それでは、村上先生、江頭先生、上村先生のお三方にお伺いします。

○江頭参考人 先ほど久保利先生から提案があったのは、イギリス等であるような、三分の一を取得するとの残りの株式も買わなければいけないという制度ですね。この点につきましては、私も非常に重要な提言であると思っております。

企業買収制度につきましては、とかく、日本ではアメリカの影響が強いものですから、ライツプランといいますかボイズンビルといいますか、そちらの方に話が行ってしまうんですけども、あれはやはりアメリカ的な制度でありますし、ヨーロッパはそういう制度をとっていない。むしろ、株主保護のためには久保利先生が指摘されたような制度をとっている。この点は、どちらの道を行くかということについては、日本は十分議論を尽くす必要があるのではないかというふうに考えております。

あと、最近、防衛策の一環としてアメリカなどで採用されている、要するに買収に先立つて被買収会社の取締役と事前協議をしましよう、そしてその同意が得られなかつた場合には買収してからの組織再編を例えば二年間凍結します、そういうような制度を導入すべきじゃないかという議論がされております。これについてのコメントも一言ずつ、できればお伺いしたいと思っております。

最後に、今後、この問題についての御意見、これも一言ずつお伺いしたいと思います。

ではないかという判断がどうしても裁判所に持ち込まれるわけであります。その場合の法制度が問題でありまして、これは企業価値を高めるいい買収なのかどうかをだれが判断するのか、先ほどから問題になつてゐる点がまさに問題になつてくるわけです。裁判所なのか社外取締役なのか云々といつた問題であります。

この点は、村上参考人が先ほどから言つておりますように、日本の独立社外取締役の現状がどうかとかいろいろな要素にかかわりますので、だれが判断すべきかということについても、現段階ではどうなのか、それから将来についてはどうなのかというのは分けて議論しなければいけないのかもしれません。なかなかこの点も難しい問題を含んでいるというふうに考えております。

現在、経済産業省の企業価値研究会でしようと、あそこで提言が出ておりますけれども、何か、こういう形をとつておれば原則適法であるとか、そういう発想が強いんですか、取締役の独立性とかが非常に流動的な段階で、この方法なら原則有効だとか、はつきりしたルールにするのが賢明なのかどうかということについてもよく考える必要があるのではないかというふうに考えております。

○上村参考人　お答えさせていただきます。

まず、今江頭参考人からもお話をございましたけれども、日本は、アメリカをモデルにするのかヨーロッパをモデルにするのかというのがやはり大きな選択肢だと思います。

アメリカは、私の理解するところでは、変な表現ですけれども、保安官とライフルとジョン・ウエインのいる西部劇のように、徹底的な自由でありますけれども、悪者がいたら、あるいは不正があれば徹底的に追及する。証券規制は包括規定が大活躍しておりますので、抜け道とか漏れというのはないわけです。そういうふうな形で徹底的に追及していくという形だと思います。

ヨーロッパは、やはり伝統的な共同体の厚みといいましょうか、そういうものを背景に、必ずし

も、自己株式の取得だってまだ原則禁止でありますし、最低資本金も頑として守りますし、種類株もそんなに自由にやれるわけではないし、ストップオプションだって余り評価していないということがあります。

それぞれの行き方があるうかと思います。ただ、自由だけはアメリカ型で規律だけヨーロッパ型のように、おいしいところだけつまみ食いといふことがないようにしなきやいけない、そういう主張がかなり強いというふうな印象を持つております。

も、これは、ボイズンはボイズンで、相手が健健康体であれば毒であります。ですから、それは認められない。しかし、相手がより猛毒であれば多少の毒であつても良薬になる、そういうものでありまして、つまり、攻める側との相対的な評価が基本にある。単に企業価値が高められさえすればいいというだけではなくて、攻める側が、例えば今回のように証券市場の論理を踏みにじって出てきたというようなものの場合には、そういうものに対するのはある程度の毒薬といいましょうかボイズンも必要な場合もあるというふうに私自身は考えております。

ですから、比較的凡庸な経営者であったとして
も、しかし、攻める側が非常に違法、不正な行為
をしてきた場合には、凡庸でも守られるべきだと
いうふうに私は考えております。

それから、アメリカの場合には、LBOの経験
がございまして、短期で借金漬けで会社に買収を
しかけてくる。それに對して、先ほど柴山委員か
ら御紹介がございましたように、例えば、二年間
は企業結合できないとか、あるいは取得しても議
決権は二年間行使できないとか、自分たちの州の
会社を守るために各州がそういう立法をした緯緯
がございます。

それは、一つは防衛策がどうかという問題があ
りますけれども、今度は攻める側をどう評価する
かという問題がありまして、短期間で借金漬けで

買収をするという場合には、恐らくは、買収した後の会社を食い物にするという蓋然性が高いので、例えば二年間は議決権が行使できないというような資金があれば、それは真っ当な資金のはずだから、それはいいというような考えだらうと思ひます。

株主というのは、株を取得して一株持つていても、六ヶ月持つてないし代表訴訟も提起できないわけでありまして、それは、きのう買ってきよう代表訴訟を提起するというようなことは認めないわけですね。まして、会社を支配するほとんどの者であれば、支配する側の正当性というものをスクリーニングする仕組みというのはあつてしまふべきだというふうに私は思っております。そういう意味で、ボイズンビルというのは評価されるべきだと。

今回の場合は、例え、塩崎委員長がおつしやつていますように、日本版SECがあつたる、証券市場の規制が非常に厳格だつたりしたら、どういうふうな形に変わつていたのかなどといふうに思ふんですが、どうもその辺のチェックが十分でなかつたために、防衛も過剰な反応をしがちだ、そういう印象を受けているということだけ申し上げさせていただきます。

○村上参考人 スクイーズアウトについては、私は賛成であります。そのようなオプションが通用できるようにしてあげることは賛成であります。それから、二年間の凍結やボイズンビルにつきましては、私は、最終的にそのようなものが入れられることを判断するのは、個々のケースでは株主だと思うんですね。株主の過半数が賛成しているかどうか。もしこれで、総会で決議できないのであれば、その株主からの代理人である取締役がどう考へるか。

ただ、今申し上げましたように、日本の場合は、株主から選ばれている取締役というのはほぼ現状ではないような状況の中で、このような経営者の保身ができるような制度ができることが本当にいいのかどうか、そこはもう少し成熟した上

場企業というものが求められるのではないかというふうに思っています。その間に、このような制度ができ、また活用されることはいいのではないかと思つております。

以上でございます。

○**柴山委員** どうしてもあと一問質問したかったんですけど、質疑時間が終了してしまいましたので、問題提起にとどめます。

浜辺先生、そして内藤先生が御指摘になつた多
重代表訴訟の件でございますけれども、これは、
持ち株会社、株式移転、交換を導入するときに、
既にその危険性というものが本来検討されていな
ければいけなかつたのかなという気がいたしま
す。

私は、個人的には、法人格の否認、江頭先生、
詳細な論文をお書きですけれども、というものと
か、あるいは第三者としての損害賠償責任の追
及、今で言えば商法二百六十六条ノ三等これを
活用するとか、いろいろ工夫をしていくしか道が
ないのかなというような気がしております。

いろいろ課題が多い法制度ですけれども、これ
から定着に向けて頑張ればと思います。

以上です。どうありがとうございました。

て指摘されておりますのが、株式会社と有限会社の一体化ということをございます。この点につきましては、全国中小企業団体中央会からも強い要望があつております。今般の改正というのはその要望に合うものと考えております。もう皆さん御存じのよう、企業数の九九・七%は中小企業である、また雇用者数の七割を占めているのが中小企業であると言われますけれども、我が國経済の活力の源泉であり、雇用の担い手という現状にかんがみますれば、この改正というのは我が国の経済活動の発展に大きく資するものと考えております。

て指摘されておりますのが、株式会社と有限会社の一体化ということをございます。この点につきましては、全国中小企業団体中央会からも強い要望があつております。今般の改正というのはその要望に合ふものと考えております。もう皆さん御存じのように、企業数の九九・七%は中小企業である、また雇用者数の七割を占めているのが中小企業であると言われますけれども、我が国経済の活力の源泉であり、雇用の担い手という現状にかんがみますれば、この改正というのは我が国の経済活動の発展に大きく資するものと考えております。

他方では、株式会社と有限会社の一体化につきましては、現状に合つていないことが指摘されておりますので、そういうことも含めての改正になつてゐると思いますが、株式会社と有限会社とが一体化された結果、会社法案が成立、施行されますと、現行法のもとで設立され運営されたきた有限会社というのは、変更手続、登記手続を経まして株式会社へ移行することもできますし、これらの中継を経ることもなく、従前の有限会社とほぼ同様の会社として存続することもできると理解しております。そうすると、現行の有限会社の経営者は株式会社に移行するか否かの選択を迫られることがあります。

そこで、中小企業経営者から相談を受けてアドバイスを与えるべき立場におられる内藤参考人にお伺いいたしますが、有限会社から株式会社へ移行するメリット、デメリットとしてどのような点が考えられるか、そして、そのような移行を考えている経営者に対してどのようなアドバイスをなされるか、その点、いかがでしようか。

○内藤参考人 私、日弁連という立場で来ておりますので、個別の依頼者にどういう回答をするかという非常に難しい問題ですので、なかなかお答えしづらいところです。

基本的に、一体化することは妥当であろうと思ひます。ただ、やはり、既存の有限会社でどれだけ社会実態に認知されているか、そういった問題

○久保利参考人 お答えいたします。

ボイズンビルあるいはそれ以外の買取防衛策、これを考えるときに、何をあなたは守ろうとしているのかということを正確に認識してほしい。

そもそも取締役の自己保身なんということのためにこれは使うものではありませんよ。本当に株主さんのために役に立つような、そういう仕掛け

をつくり、かつ、そのことによって、ステークホルダーすべてを含めて、この企業を守り切るといふことが本当に役に立つんだという場合に使うんですよ。敵対的と言ふけれども、経営者と敵対するということがあつても、それは必ずしも本当の意味の敵対的ではない。株主の持つている価値をばらんばらにしてしまうような、蚕食されてし

まうようなものが来たときには、一体化のメリットをぜひ守りたいということを使ふんですよ。

このことを正確に認識をした上であれば、私は、なるべく中立的な社外取締役を含めた人たちを中心にして中身を検討し、一番リーズナブルな、その会社の置かれた環境にふさわしいものを選ぶべきだ、こう考えておりまして、そのことは、またも証券マーケットができるれば、それはアメリカであれ日本であれ、同じようなことだらうというふうには思つております。

○村上参考人 久保利先生がおつしやつたことと同意見なんですが、そういう防衛策をとることによつて、中長期的に株主価値が本当に上がるのか

それからもう一点、アメリカでは現在ボイズンビルを導入している企業が、特に大きな企業では減つてきたというふうに聞いております。その理由は、特にアメリカの場合、年金が株を保有しているケースが多いので、守るためのボイズンビルはだめだよという反対意見を結構出しておられる方聞いております。今後の日本も年金の比率がどんどん上がつてくると思います。そのとき、やはり年金さんは中長期的に見てその企業の株主価値が上がるのかどうかという観点で賛

成、反対をされますし、今回、株主総会で定款の変更をするということが行われることがその導入に際して多いと思いますので、そういう意味で

いるのかという気味で申しますと、今回、合併問題は、真っ当な株主、持ち合いでない真っ当な株主がどう判断されるかということが極めて重要な

ことになります。

以上でございます。

○江田委員 大変貴重な御意見、御回答、ありがとうございます。

とうございました。参考にして、この会社法の改正を進めていきたいと思います。

○塩崎委員長 次に、松野信夫君。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫でございます。

六人の参考人の皆さん、大変ありがとうございます。

私は、個人的には久保利参考人と村上参考人に

は特に感謝を申し上げたい。と申しますのは、私は、民主党の方で会社法のこの問題のプロジェクトチームの事務局長をさせていただいて、昨年からずっとこの問題を担当させていただいて、おるんですが、最初は、非常に難しい、複雑でわざりにくい、こういうようなことがあつて、なかなかメンバーを集めのも苦労する。ところが、ことしになりました、お二人の方でいろいろと話題を提供していただきまして、活発な意見が特に合併問題等について出されるようになりました。その意味からも感謝を申し上げたいと

いうふうに思います。

さて、この会社法につきましてはいろいろな御意見があるかと思いますが、日本の会社、企業ができるだけ活発に動いていく、そういう方向でやはり考えていかなければならぬ。そうすると、やはり予見可能性というものをしてかり考えていかなければならぬ。違法なのか適法なのかがこの法律を読むと一目瞭然だ、こつちが勝つかあつ

めなくとも勝負がつくというような形で、ある意

味ではもう徹底してドライに、ビジネスライクに判断を求めていくことが求められるのでは

ないかなという気がしております。

そういう意味で申しますと、今回、合併問題で、例のニッポン放送株事件が起きたわけですが

れども、これもいろいろ裁判があつて、不公正な発行かどうか、これが問われたわけです。こうい

うのでもできるだけ予測可能性を持つて早く勝負がつくような形の方がいいのかなと思ってるんでですが、今回は、極めて日本的な形で、和解という形で、こういう日本的な和解という形で思いますが、こういう日本的な和解という形で終わつたことについて、村上参考の方で何か御感想なりでもあれば御開陳をいただきたいと思

います。

○村上参考人 余り個別のことと述べるのが適切かどうかわかりませんが、一点、最後に、私が、

今回のこの月曜日に発表になつた点で言うと、それは、個々の企業の話ではなくて、トータルの株主に対してきちっとしたオプション、例えば今

回、二ッポン放送が再び自己株取得の公開買い付けをしますというプレスリリースを出しておられます。その後、金銭による株式交換で一〇〇%子会社にしますということを出しておられるので、單に当事者だけではなくて、すべての株主に対してのオプションを明確にされた発表をされているということは、感謝を申し上げていいと思います。

○久保利参考人 久保利でございますが、一年延

期が是か非かは、私がとても参考人として申し上げるようなテーマではないと思いますけれども、TOBの問題はどうだという御質問については、全くそのとおりである。

ただ、感想だけ申しますと、なぜあの企業が上場していたのかな、何のための上場かというのは強く思ひまして、五年間もかけて経営陣を説得してきたわけであります。上場する必要はない、非公開にすべきではないかということを説得してきました。そのための上場かというの

以上でございます。

ては、特に柔軟化すること自体は、これは結構なことかなというふうに思つております。ただ、今回この法案は、合併対価の柔軟化の部分に限つて一年間施行を延期するというような形になつてゐるわけで、この点はなぜそういうふうなことに

なつたんだろうか。どうも、一部には外資脅威論で、かえつてマイナスの面も出てくるのでは

か。その部分だけ一年延期するというのは、余り

しかし、余りそういうような形になると、日本市場というのは非常に閉鎖性が高いということ

で、かえつてマイナスの面も出てくるのでは

うような議論もあつたように聞いております。

しかし、余りそういうような形になると、日本

市場というのは非常に閉鎖性が高いということ

で、かえつてマイナスの面も出てくるのでは

うような議論もあつたように聞いております。

ただ、感想だけ申しますと、なぜあの企業が上

場していったのかな、何のための上場かというのは強く思ひまして、五年間もかけて経営陣を説得してきました。上場する必要はない、非

公開にすべきではないかということを説得してきました。そのための上場かというの

以上でありますから、ことしをもつて非上場になるのは、私にとっては、あり得べき上場企業の姿ということでは非常にうれしい思いであります。

○松野(信)委員 合併対価の柔軟化の問題について

要するに、今までのさまざまなケースがありますけれども、本当の意味で、TOB同士で敵対的買収が始まつたというケースはないわけでありまして、ライブドア事件も実はそうではない。証券取引所のさまざまルール等々についても、そういう修羅場といいますか、そういうときにどう対応するかというルールが本当はできないない。あるいは、TOSTNET等についても、あれは使つてはいけない、禁じ手だということは暗黙に流れているわけありますが、じゃ、それがどう

タカハシ・カズヒコ

そういうふうに考えてまいりますと、私は、むろん、おくれてているのは、外資の魯威云々ではなくて、日本の経営者たちの元気のなさといいますか、アグレッシブ性のなさという問題。そして、証券取引所がいつまでたっても旧来の体質から抜け出れないで、何をやっても改善しないで、

にむけないで、新しいものを取り入れてもとて完備をしていくという姿勢がどうも弱いのではないか。そしてもう一つ、日本の証券監督行政の中でも、本当にリーガルに基づいて、法律をしつかり認識した方がが強い権限を持って行っていくといふ本則、こうう強く見ても、この見則を離れて

ところでは自由なマーケットができる。これが実はおくれているのではないか。

したがって、外資の脅威論の問題ではなくて、我々自身、日本国の中の問題として、本当にこのままオープンにしていいのかどうかというところが問われているのではないかと私個人的には考えているところでございます。

○江頭参考人 合併対価の柔軟化の問題は、直接に最初に提案されたのは、あるいは外資だったのかかもしれません。この点は、経済財政諮問会議で対内直接投資の推進などがありますて、そして、その一環として法制審で審議が始まつたということは事実かと思います。

それからまた、日本経団連初め日本の経済団体も、この対価柔軟化は企業組織再編にとつて有用であつて賛成だという方針を出されたわけであります。

そういうことでありますて、それから、かつ、この合併等の対価の柔軟化は、合併にせよ株式交換等にせよ、契約を締結して行う事柄でありますから、これは友好的に行われる場合の制度でありますまして、確かに、そういうふうに一〇〇%取得できるのであれば敵対的でもやりたいという人がふえる可能性は、それは論理的には確かにあるのかもしれません、法制審の場では、今申しましたように、これは本来友好的な形で行われる制度で

あるから、それからまた、論文的貢献というのになると非常に、やはりハードルはいろいろ多いものだと思ひます。

したがつて、一〇〇%にできるから敵対的でもやつてやろうかというものがそれほど多く出るかということもありますし、法制審では、そういうつた、これが外資による敵対的買収をふやすといふ議論は、直接はどの委員からも出なかつたといふふうに記憶しております。

○松野(信)委員 時間が余りありませんので、次の問題です。

訴に対応するために会社の営業秘密等を公にしてなければならないというような場合を考えております。それから、「株式会社が過大な費用を負担する」というのは、これは結局、原告側が敗訴したしました場合には、取締役が費やした費用について、これは委任事務費用として会社は償還しなければならないということになりますが、ほとんど勝訴の見込みのない訴えというのが実際には株主代表訴訟の現実にはあるわけで、そういうふうに裁判官が判断した場合に典型的にこれは適用されるのであろうと思います。

却下というか門前払いにするようになります。こちらの
対して、担保提供の場合には、大きな局面は違いますけれども、ただ、
常に似通ったものになるのではなく、ますと、これはある種屋上屋、手帳
似たようなものを、ここでもシャットアウトで
る、あそこでもシャットアウトで
な形になつてゐるという意味で、さ
ぎなのではないかという気がいたし
○松野(信)委員 ありがとうござい
参考になりまることで、今後の審議

方は最初から制度であるのちるん手続的実質的には非か。そう考えのか。の違う局面でトアウトできるというようあります。つなごといました。大変

審議の過程では、経営者の立場を代表する日本経団連の関係の委員の方からは、株主代表訴訟というのは単純に会社の損害をてん補する制度であるから、それに勝訴した場合に入ってくる金とそれからその場合に会社が要する費用を単純に比較して、とにかく費用の方が多くかかるものであれば二つ三つで即ち、さういうふうに思ってお

参考いたしました。その後の審議にてたゞいたし
どもありがとうございます。

はこの二号で下りてきるような文言にしておいた。御意見もあつたのですけれども、それについては、株主代表訴訟はそれだけの制度ではない、コンプライアンスの確保等の役割もあるということとで、そういう単純に利益と費用を比較するというような文言はやめて、より裁判所に適切な判断ができるような文言にしたという経緯がございます。

非常に重要な問題だし、論すれば論ずるほどいろいろ深い問題が出てくるという意味で、十分間お話ししただけでは非常に足りないなどという感じがますあります。また、質疑についても十五分と限られておりまして、六人で割ると二分半ずつということです。

本来であれば、恐らく、私が思うには、学者のお立場で江頭参考人と上村参考人、やはりいろいろ御意見も違うところがあるのかなというふうにも思いますし、実務上の問題では久保利参考人と村上参考人、御意見の違いとかいろいろお立場の違いもあるのかなど。

だから、その辺を、例えば質疑者が、それぞれ

○松野(信)委員 私は、今お話ししただいたいのような点は、「一号のところでかなりの部分はカバーできるんじゃないかな」というふうに思っているんですが、今の江頭参考人の御意見を聞いて、浜辺参考人の方はこの点についてはどのようにお考えでしょうか。最後の質問です。

○浜辺参考人 お答えいたします。

御指摘になりましたこの二号につきましては、恐らく機能的には担保提供制度とあたかも重複し

お話を聞いていただけで、間をつなぐ形でいろいろ議論を深めて発展させられるような、そういう持ち方ができれば、これもまたおもしろいのかなというふうに思いましたけれども、何せ十五分ですので、それぞれお一人ずつ、二分半ということを念頭に個別に御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、江頭参考人に御質問をさせていただきました。

上村参考人の方からお話をあつて、企業再編の自由だけが拡大をして、企業結合法制がやはり欠落しているという点が問題なのではないかという御指摘があつたと思うんですね。私もずっと弁護士をやつておりましたけれども、この十年間、特に持ち株会社化していろいろな意味で新たな問題が多々出でています。そういう意味で、上村参考人の御指摘になつてある点も確かにそうなのかなというふうに思いますし、また、主人公が株主なのか経営者なのかということで、どちらを基本に据えて問題を考えるのかというときに、今回の法は経営者が株主を選ぶことにならないであろうかというような村上参考人の御指摘もあると思うんですね。

そういう意味におきまして、企業結合法制の欠落といふことで総括できるのかなと私は思うんで

すが、こういう御指摘についてどう考えておられ

て、それについてもし問題点があるとすれば、ど

ういう方向で解決をすべきか、今後の課題として

どうすべきなのか、その辺についてお話を伺わせ

ていただければと思います。

○江頭参考人 御質問をいただいた点は大変重要な点でございまして、企業結合法制について今後まだ検討しなければならない点が多いということは、これは御指摘のとおりだと思います。最初のプレゼンテーションのときに私は今後の検討課題として残された問題はないわけではないと申しましたけれども、それの一つはまさにその企業結合法制であると考えております。

近時、某銀行の企業合同におきまして、実質上

一〇〇%子会社である銀行を譲渡する、それが株

主の意思表示も何らなしに、持ち株会社であるた

めに、親会社である持ち株会社の取締役会限りで

できたといったことにつきまして、いろいろ問題

とする向きもあるということも存じております。

これはもともと、ああいうことが起るという

ことは、株式交換の制度をつくったときにもう既

に予想されていたことでありまして、あのときは

非常に、もう実質審議一年足らずで制度をつくり

ました。

○上村参考人 お答えいたします。

大変大きな問題でございまして、二分半では

ちよつとあれなんですが、会社法の考え方は大き

く変わつたというふうに私は思つております。

これはちよつと村上参考人とは意見が違うと思

ます。

○上村参考人 お答えいたします。

大変大きな問題でございまして、二分半では

ちよつとあれなんですが、会社法の考え方は大き

く変わつたというふうに私は思つております。

これはちよつと村上参考人とは意見が違うと思

ます。

○上村参考人 お答えいたします。

うするかということについて、それは今後の検討

課題だとそのときもされたということが多いわけ

であります。

その点を初めとして、その他、第三者割り当て

増資の方法で子会社になる、これについて、現

在、これも取締役会限りでできるわけであります

けれども、本当にそれでいいのかという指摘も、

法規議会の部会の中でもかねてより委員の中から

出ている点であります。それから、対価柔軟化に

伴つて、その対価の性質等について誤解を招くよ

うな記載が書類にあつた場合にどういう責任を取

締役に負わせるべきなのかといった問題も部会で

相当審議されましたけれども、結局、今回は盛り込ませませんでした。

そういうふうに、非常に課題は多いところであ

るというふうに考えております。

○辻委員 では、上村参考人にお伺いいたしま

す。

健全な証券市場をつくるということで、本物の

株式会社をこれからよいよ実現させるべき時代

なんだという御指摘があつたというふうに思いま

す。そのときに、一つ、国民にとってわかりやす

い型に集約すべきだ、言葉、概念をわかりやすい

ものに集約するのが望ましいというふうにおっ

しゃられたように思いますが、具体的にもう少し

その辺についてお考えを展開していただければ思

つております。

そのためには、アメリカでも州の会社法よりも連邦の証券法がまず優先するというのが大原則であります。したがって、証券市場の規律というものが十二分に行われているということなしにはありますので、恐らくその点は村上参考人とも一緒なのかもしませんが、まずはそういうふうに思つております。

私がは株式会社法の基本認識は変わつたと。

ただ、もちろん、会社を評価して買ってくれた

株主を大事にするということは極めて大事なこと

でありますので、恐らくその点は村上参考人とも

一緒なのかもしませんが、まずはそういうふうに思つております。

そのためには、アメリカでも州の会社法よりも連邦の証券法がまず優先するというのが大原則であります。したがって、証券市場の規律というものが十二分に行われているということなしにはありますので、恐らくその点は村上参考人とも一緒なのかもしませんが、まずはそういうふうに思つております。

会社法の論理は展開しないというふうに思いま

す。その意味では、日本版SECのような監督体

制は非常に大事な課題だというふうに思つておりま

す。

特に、今まで原則禁止のことだらけだった会社

法が原則自由になつた。それは、要するに証券市

場を使う、そういう自由でもあるわけですから、

証券市場の規律が非常に大事だ。自由が余りにも

優先して規律が追いつかないものですから、今は

ちょっと金融庁も対応し切れていないんじゃない

か。そうするとどうするかというと、現行法は適

法改訂ということになるわけですので、そういう

循環を是正するためにもきつと本格的な

改正だと思います。

○辻委員 もうあと四分ぐらいしかないという通

告が参りましたので、ちょっと駆け足でさせてい

ただきたいと思いますが、浜辺参考人、持ち株会

うんですが、株主が会社の所有者であり、そして経営者は代理人であるというふうには考えておりません。つまり、それはあくまで、経営が証券

市場に訴えています。そして投資家がそれを評価

して買った後に株主になるわけですので、やはり

まず最初に証券市場の論理というものが徹底的に

評価されるのが基本だと思います。

現実に今回のライブドアの件でも、三分の一を

超えて公開買い付けが行われていたとすれば、す

べての投資家が平等に扱われる、そしてオーク

ションマーケットが出てきた可能性があるわけ

ですから、株主や投資家にとって、その方がまず最

初は望ましかつた。そして、それによって株主構

成が決まりますので、そこから先は会社法などとい

うふうに考えております。そういう意味では、

私は株式会社法の基本認識は変わつたと。

ただ、もちろん、会社を評価して買ってくれた

株主を大事にするということは極めて大事なこと

でありますので、恐らくその点は村上参考人とも

一緒なのかもしませんが、まずはそういうふうに思

つております。

そのためには、アメリカでも州の会社法よりも

連邦の証券法がまず優先するというのが大原則で

あります。したがって、証券市場の規律という

ものが十二分に行われているということなしには

ありますので、恐らくその点は村上参考人とも

一緒なのかもしませんが、まずはそういうふうに思

つております。

そのためには、アメリカでも州の会社法よりも

連邦の証券法がまず優先するというのが大原則で

あります。したがって、証券市場の規律という

社会化の弊害ということに恐らく焦点を当てられて、二重株主代表訴訟を認める必要があるというということを強調されていると思うんですが、これ以外にお検討すべき制度なり、弊害を除去するためのお考えということがあればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしよう。

○浜辺参考人 お答えいたします。
細かいところを言つていけば切りがなくて、法務省令への委任がなされている部分が特に、重要なところがかなり委任されているというところで、これがちよつと不透明性を増しているのではないかというふうに思います。

ただ、一般的には、自治ということを重視するということで、いろいろ考えていけば今回の考え方是非常によく練られている。ただ、経済界のニーズをかなり受け入れているのはいいんですけども、若干、部会の方では突破できなかつたところをやはり国会の場で、公正なのは何かということを考えていたいふうに考えます。

○辻委員 あと、お二方に、とりあえず一遍に質問をさせておいていただきます。

まず久保利参考人ですが、村上参考人からは、やはり久保利参考人を意識して、何度となくお名前が、特定名が挙がつておりました。社外取締役の独立性ということを村上参考人は強調されていて、今回のニッポン放送のお立場で、社外取締役としての独立性を持った十分な対応をなされたのかということについての御指摘があるのかなとうふうに思つたりはいたします。その点についてもシメントがあればいたきたいなというふうに思うことと、もう一つは、経営陣の使い勝手がよくなるということを久保利参考人は先ほどおっしゃったように思いますけれども、一方で、経营者が株主を選ぶことのいいのかという村上参考人からの御指摘がある。これを踏まえて、どのようにお考えになつておられるのかということを久保利参考人にはお伺いしたい。

それから、申しわけない、村上参考人があわせ

てお伺いさせていただきます。

おつしやつてるのはよくわかるように私自身は思うんですけど、例えば、ステークホルダーがたくさんいる、利害を調整する必要があるんだと。

「顧客・従業員・取引先・地域社会など、「等々」とあって、では調整する理念というのは「株主価値・企業価値を中長期的に向上させる」ということで集約されているんだけれども、何かまだ抽象的な感じが非常にするんですね。だから、その点について、それぞれの、やはり地域社会もステークホルダーとしてその利害を調整する。例えば、今論議している会社法制の中でどのように利害を抽出して調整を図ろうと考えるべきなのかという点が一つお伺いしたいところであります。

もう一つは、「大競争時代を迎える」という御指摘もあるんですねが、結局、産業政策、福祉政策と結びつくということなんだけれども、そこにについても、今の企業がどうあるべきだということ、う、株主を優先的に考えるべきだということ、産業政策、福祉政策、そこで弊害が生じれば福祉政策で救えばいいというような意味でおつしやつて、御説明いただければと思います。

以上です。

○久保利参考人 久保利でございます。

多岐にわたる御質問でございますが、まず一つは、株主が取締役を選ぶ。それはそのとおりであります、総会で選ぶんですから。

しかし、例え第三者割り当てというのを考えてみますと、授権資本の枠と発行済み株式総数の比較をいたしますと、授権資本の枠というものは発行済みの四倍あるわけあります。要するに、今

陣、取締役会にあるんですね。ですから、これを常にドグマのように株主が必ず選ぶんだというふうに言うと、少し違うところがあるのでないか。

さはざりながら、私は社外取締役として常に株主のことを考へるのは当然であります。第三者、特に独立をした取締役としては、多くの一般株主さんがこの行動によって迷惑をこうむるかこ

うむらないか、これだけを考えてまいりました。結果的には、例えば、二五%までT.O.B.を下げると、三分の一もとれないまま、結局、議決権の効果を失わせてしまうということになるからであります。

一方、新株予約権については賛成いたしました。これは、企業価値の毀損というのを少なくとも私どもが真剣に考へた結果、全取締役一致して、ライブドア側に行つた場合にはニッポン放送の価値が毀損されるという判断になつたからであります。

裁判所はどつちもどつちでよくわからぬというお話をございましたが、私どもとしてはそう考へました。そのところが、立証責任ができないないとかという裁判上のいろいろな問題で認められないのは残念であります。仕方ない話であります。

だからといって、社外取締役が社内の執行陣に唯々諾々とやつたわけではなくて、独立性を持つて判断する、これは取締役であれば全員そういう形で考へるのは当然のことだというふうに私は考へていますし、それができないようでは社外取締役というのは役に立たない、意味がない、こう考へております。

以上でございます。

○村上参考人 御質問のお答えの前に、久保利先生は、私、社外取締役に入つていただいて本当に感謝をしておるわけであります。やはり社外取締

るということは、本当に感謝をしておるわけでございます。

ただ、社外取締役であつても、私どもの意見と違つこともそれは間々あるし、できたら過半数がしゃつても多勢に無勢といふこともありますから、やはり透明性を保つた取締役会というのは形

成させていただきたいと思います。

それで、ステークホルダーの話でございますが、やはり上場企業に対して投資をしておる者からすると、究極は、株主価値の向上に対する投資をしておる者からすると、社会貢献もしないような会社が株主価値向上に本當につながるのか、もしくは従業員の首切りだけをやつておる会社が株主価値向上につながるのかというと、お取引も大切にし、従業員も大切にし、かつ、その従業員が働きやすい環境をつくることが、ひいては株主価値向上につながると思います。

もつと言ふと、何の役にも立たない従業員を抱え込んでいる企業の経営者は、これは経営者として失格であります。そこは企業に求められている役割ではなくて、その部分は、先ほど先生のお話をございましたが、私どもとしてはそう考へました。そのところが、立証責任ができないないとかという裁判上のいろいろな問題で認められないのは残念であります。仕方ない話であります。

だからといって、社外取締役が社内の執行陣に唯々諾々とやつたわけではなくて、独立性を持つて判断する、これは取締役であれば全員そういう形で考へるのは当然のことだというふうに私は考へていますし、それができないようでは社外取締役というのは役に立たない、意味がない、こう考へております。

以上でございます。

○村上参考人 御質問のお答えの前に、久保利先生は、私、社外取締役に入つていただいて本当に感謝をしておるわけであります。やはり社外取締

役がいるということで議論が透明性を保つてできることでござります。

○辻委員 議論は尽きないところであります。審議をしつかり充実させて、検討させていただき

たいと思います。ありがとうございました。
○**塩崎委員長** これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様方には、貴重な御意見、そしてまた率直なお考えをお述べいただきまして、まことにありがとうございました。今後の法案審議の参考にさせていただきたいと思っております。委員会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十六分散会

平成十七年五月六日印刷

平成十七年五月九日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B